別表六(十九)の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十)「5」の供用年度分）	を	供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十一)「5」の供用年度分）	に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額 （別表六(二十)「6」の合計額＋(別表六(十九)「21」又は別表六の二(十二)「19」）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(二十)「8」の供用年度

の控除実施額 （十八）「21」
限度超過額 分）

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額 （別表六(二十一)「6」の合計額＋(別表六(十九)「21」又は別表六の二(十二)「19」）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(二十一)「8」の供用年度分）

に改め、同表を別表六(二十)とする。

別表六(十八)の表中

法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「54の②」）	を	法人税額超過構成額 （別表六(二十七)「58の②」）	に、	法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「53の②」）	を	法人税額 （別表六(二

超過構成額 十七)「57の②」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(十九)」を「別表六(二十)」に改め、同第五号中「第42条の11」を「第42条の13」に、「別表六(二十四)」を「別表六(二十七)」に改め、同表を別表六(十九)とする。

別表六(十七)の表中

法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「48の②」）	を	法人税額超過構成額 （別表六(二十七)「52の②」）	に、	法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「47の②」）	を	法人税額 （別表六(二

超過構成額 十七)「51の②」）

に改め、同表の記載要領第五号中「第42条の11」を「第42条の13」に、「別表六(二十四)」を「別表六(二十七)」に改め、同表を別表六(十八)とする。

別表六(十六)を別表六(十七)とする。

別表六(十五)の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六(十六)「5」の供用年度分）	を	供用年度のリース特別控除額 （別表六(十七)「5」の供用年度分）	に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額 （別表六(十六)「6」の合計額）
供用年度の繰越税額控除 （別表六(十六)「8」の供用年度分又は（別 「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の